

平成30年度第1回陸前高田市景観審議会議事録

1 日時 平成30年4月4日(水)

午前 9時58分 開議

午後12時13分 散会

2 場所 陸前高田市役所東棟2階第7会議室

3 議事

議案第1号 陸前高田市景観計画(素案)について

4 出席委員(8人)

会長 平野 勝也 委員 浅沼 ミキ子 委員 伊東 亜希子

委員 菊池 満夫 委員 三浦 まり江 委員 三宅 諭

委員 武藤 徹 委員 箱石 貴文

5 説明のために出席した者

建設部長兼都市計画課長 阿部 勝 都市計画課計画係長 永山 悟

6 職務のために出席した職員

建設部都市計画課

課長補佐兼下水道係長 山口 透 主任 若林 謙一郎

主事 志田 一朗 主事 田添 裕司 主事 田畑 晶子

主事 長崎 翔太

7 審議会の概要

午前9時58分 開議

(1) 開会

○事務局(阿部部長)

定刻の少し前でございますが、皆様お揃いでございますので、只今から、平成30年度第1回陸前高田市景観審議会を開会させていただきます。私は、都市計画課長の阿部でございます。議事に入るまでの間、進行をさせていただきますので、よろしく願いいたします。開会に当たりまして、岡本副市長からご挨拶を申し上げます。

(2) 挨拶

○岡本副市長

副市長の岡本でございます。おはようございます。本来であれば市長がご挨拶すべきと

ころでございますが、外せない用事がございましたので、代わりに私のほうからご挨拶させていただきますと思います。まず、年度初めのお忙しいときに市役所までお越しいただきまして、この会議に出席していただきまして、本当にありがとうございます。また、東日本大震災から丸7年経過したということでございまして、本市の復旧・復興につきましても、徐々にではありますが、形が見えてきたところなのかなと思っております。31年度には高田松原地区におきまして津波の伝承施設や道の駅がオープンするということで、全体の公園の完成は32年度ということでございますけれども、そういったところで、復興の大事な拠点になると思っております。今回、この景観審議会では景観に関する事項を審議いただくわけでございますけれども、この復興祈念公園というものを、後世に向けて情報発信していく、そして、陸前高田の最重要拠点というふうに位置付けるためにも、景観を維持し、保全し、きちんとしていくということは非常に大事なことであるというように思っておりますので、今回、4月に陸前高田市も景観行政団体に移行いたしまして、この景観を維持するということに努めていきたいと思っております。本日の議論は、景観計画の案を素案という形で作成させていただきましたが、今回、この素案についてご議論いただくこととなっております。忌憚のない意見をどんどん戴いて、より良い景観計画にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（阿部部長）

資料の確認をお願いいたします。事前にお配りしておりますが、次第、配布資料一覧、委員名簿、配席図、陸前高田市景観計画（素案）、参考資料1として陸前高田市景観条例、参考資料2ということで景観形成基準（重点景観地域）の比較（抜粋）、参考資料3ということで届出対象行為（重点景観地域）の比較（抜粋）、参考資料4で陸前高田市景観計画（素案）の概要（説明会資料）、参考資料5で復興ニュース陸前高田 第48号（パブリックコメントについて）がございます。

会議に進む前に、陸前高田市景観審議会につきまして、若干ご説明させていただきます。先ほどの副市長の挨拶にもございましたが、この陸前高田市景観審議会は、本年4月1日より、本市が景観行政団体に移行したことに伴い、新しく設置された審議会でございます。お手元の、陸前高田市景観条例の6ページをご覧ください。景観審議会は、景観条例の第3章に記載されておりますが、第23条が「設置」、第24条が「所掌事務」、第25条が「組織」で、「審議会は、委員8名以内をもって組織」することとしております。第26条は「委員の任期」で、景観審議会委員の任期は、2年としております。第27条が「会長」、第28条が「会議」、第29条が「庶務」となっております。

今回は、第1回の審議会でございますので、初めに、私から委員の皆様をご紹介いたします。また、はじめて顔を合わせられる方もいらっしゃると思いますので、こちらからのご紹介の後に、それぞれ委員の皆様からも、自己紹介もお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。では、お手元の委員名簿の順に、紹介いたします。浅沼ミキ子委員でございます。伊東亜希子委員でございます。菊池満夫委員でございます。三浦まり江委員でございます。平野勝也委員でございます。三宅諭委員でございます。武藤徹委員でございます。箱石貴文委員でございます。

それでは、浅沼委員から順番に、所属団体等の紹介を含めまして、それぞれ自己紹介をお願いしたいと思います。

○浅沼委員

おはようございます。陸前高田市観光物産協会に勤務しております、浅沼ミキ子と申します。国道45号線から高田に向かうシンボルロードにハナミズキを植えようという「陸前高田『ハナミズキのみち』の会」の代表もしております。なぜここにハナミズキが植えてあるのか、景観と一緒に有事の際の避難路を明記していくという活動です。未来へと伝えたいと思っております。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

○伊東委員

おはようございます。陸前高田商工会の伊東亜希子と申します。高台に去年できたアパッセたかたの中にある伊東文具店の店長を務めております。景観計画等は、全く分かりませんが、よろしくお願いいたします。

○菊池委員

菊池でございます。3月まで企画理事ということで、市役所の中におりました。平成6年に市の景観形成基本方針を作ったときにも担当しておりました。私は今泉出身でございますので、従来から吉田家住宅との関わりがありまして、現在は教育委員会の方で設置している吉田家住宅の検討委員会のほうに入っております。何も無くなった今泉をどうしたらいいのかという思いがいっぱいありますので、よろしくお願いいたします。

○三浦委員

陸前高田の地域づくりと市民活動の支援をしております、NPOの陸前高田まちづくり協働センターというところに所属しております。新市街地ができたということで、そちらの活性化や賑わいづくりというところで応援させていただいています。よろしくお願いいたします。

○平野委員

東北大学の平野でございます。災害科学国際研究所となっておりますが、専門は土木で、景観やまちづくりを専門にしております。復興まちづくりに関しては、石巻や女川のお手伝いをずっとしておりまして、陸前高田に関しましては、高田松原の復興祈念公園のデザインのお手伝いを基本設計から一緒にさせていただいています。よろしく申し上げます。

○三宅委員

岩手大学の三宅と申します。農学部にありますが、元々は建築・都市計画・まちづくり等をやっておりました。大学の指導教官が地方の山村をフィールドにしていたものですから、そのつながりもあって農村計画にどちらかというところでは建築系の中では知っているほうだったので、その縁もあって岩手大学に来ています。岩手大学に来てもう15年以上経ちました。陸前高田には復興としてはそれほど大きなお手伝いはしていなかったのですけれども、強いて言うと高田東中学校等をつくる学校デザイン会議で少しお手伝いさせていただきました。よろしく申し上げます。

○武藤委員

皆様、よろしくお願いいたします。元々は道路屋ですけれども、去年の4月から国営追悼祈念施設を担当しております。公園づくりがどのようなものなのか、できたあとにどういう風に運営されていくのがよろしいのか、まったく手さぐりの状態ではありますので、ここにいらっしゃる皆様方、それから内外の方々とともに総動員で、後世に残るようなインパクトのある公園と、運営が続く道筋を一緒に考えていければと思っています。どうぞよろしく申し上げます。

○箱石委員

大船渡土木センター建築指導課の箱石と申します。建築指導課ということで、建築基準法、建築確認の関係を主にやっておりましたけれども、景観行政団体になられる前、去年まではこちらのほうで届出を受け付けていた、というところでございます。それから、私建築士なので、建築士会の関係の会議もございまして、そちらのほうにも情報提供できればと思っておりました。よろしく申し上げます。

(3) 委員委嘱状交付

○事務局（阿部部長）

どうもありがとうございました。それでは、委嘱状を交付させていただきます。委員を代表して、浅沼ミキ子委員にお受け取りをお願いします。浅沼委員は、前へお進みください。

○岡本副市長

委嘱状 浅沼ミキ子様 陸前高田市景観審議会委員に委嘱する。

任期 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

平成30年4月1日 陸前高田市市長 戸羽 太

どうぞ、よろしくお願いいたします。

(副市長から、浅沼ミキ子委員へ委嘱状を交付)

○事務局（阿部部長）

ありがとうございました。皆様には、恐縮ではございますが、お手元に委嘱状を配布させていただきますので、これをもって委嘱とさせていただきます。

続きまして、本日の市側の出席者を紹介させていただきます。副市長の岡本でございます。建設部都市計画課から、山口課長補佐でございます。同じく、永山係長でございます。そのほか、都市計画課の職員が出席しておりますし、今日は東北国営公園事務所の職員の皆様にもお越しいただいております。私は、建設部長兼都市計画課長の阿部でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から会議の成立について、ご報告いたします。本日は、委員8名全員の出席を頂いておりますので、陸前高田市景観条例、第28条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告いたします。

本会議につきましては、事務局において議事録を作成いたします。つきましては、署名委員を、浅沼委員にお願いいたします。また議事録を作成する都合上、本会議は録音をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

(4) 会長選出

○事務局（阿部部長）

陸前高田市景観条例第27条第1項の規定により、会長は、委員の互選によって定めることとされております。会長の選出につきまして、立候補又は推薦によることとしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、立候補又は推薦をされる委員の方々は、挙手をお願いします。

○浅沼委員

復興祈念公園の設計に携わっておられます、平野委員を推薦したいと思います。

○事務局（阿部部長）

平野委員との推薦がございましたが、ほかに立候補、推薦はございませんでしょうか。

(「なし」の声)

それでは、ないようですので、平野委員を会長に選任することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、会長は、平野委員にお願いいたします。それでは、平野会長には、会長席へ移動をお願いして、一言ご挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○平野会長

改めまして平野でございます。大役を仰せつかりまして責任を感じておりますが、前にシンポジウムでお話し申し上げましたように、陸前高田市の復興まちづくりでは市民の皆さん、市役所の皆さんが一丸となって、少しでも良い街をつくっていかう、復興していこうという思いを込めたまちが随分できあがってまいりました。できあがってきたものをどう将来に継承していくかという、ある程度のルールをきちんと決めて、後から来る人、復興の思いを分らない方が、勝手なことをしてみんなが一所懸命作り上げてきた景観を壊さないようにルールを決めていくことが極めて大事でございます。ですので、今回、陸前高田市が景観行政団体になられたということは非常に素晴らしいことで、この復興まちづくりで皆さんが作り上げてきたものをどう守っていくのか、きちんとしたルールができればと思っておりますので、皆様に忌憚のないご意見をいただきまして、景観計画がより良いものになりますようご協力いただければと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（阿部部長）

続きまして、会長の職務代理人を選出いたします。景観条例第27条第3項において、会長職務代理人は、会長が指名するとされておりますので、平野会長からご指名をお願いいたします。

○平野会長

三宅先生にお願いできればと思います。

○三宅委員

ご指名ということなのでお受けします。よろしく申し上げます。

○事務局（阿部部長）

それでは、会長職務代理人を、三宅委員にお願いいたします。それでは、ここからの議事の進行につきましては、平野会長にお願いいたします。

(5) 議事

○平野会長

それでは、議事次第に従いまして、平成30年度第1回陸前高田市景観審議会の審議を進めてまいりますので、委員の皆さんのご協力をお願いいたします。「4 会長選出」まで終わりましたので、「5 議事」から進めてまいります。

【審議】

議案第1号 陸前高田市景観計画（素案）について

○平野会長

議事(1)、議案第1号「陸前高田市景観計画（素案）について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局（永山係長）

それでは私から、資料の説明をさせていただきます。長くなりますけれども、よろしくをお願いします。

景観計画の素案でございます。表紙をめくっていただきまして、策定の趣旨でございます。こちら、簡潔にご紹介させていただきます。1、2段落目については、震災から復興計画を立ててこれまで取り組んできた復興についての取り組みをご説明しております。3段落目には、それにあわせて復興祈念公園の取り組みについて紹介しています。最後の段落では、復興祈念公園ができるということに伴いまして今回の景観計画を策定するというような内容にしてございます。

次のページは目次でございます。第1章、景観計画の基本事項、第2章、景観計画の区域、第3章、景観形成の方針、第4章、良好な景観形成のための制限等、第5章、良好な景観形成の推進に向けて、という項目立てになっております。

（第1章）

ページをめくっていただきまして、4ページ、第1章、景観計画の基本事項についてでございます。

5ページ、第1、景観計画とは、でございます。平成16年に景観法というものが定められておりまして、景観計画はこの法を根拠として、景観行政団体、陸前高田市ですけれども、が定める良好な景観の形成に関する計画です。計画では、計画の区域や景観形成に関する方針、行為の制限に関する事項等を定めるものとなっております。これまで市では、

平成22年に岩手県が策定した岩手県の景観計画のもとで景観形成を図ってまいりましたが、このたび復興祈念公園等が整備されることを契機として、市が独自に景観形成を進めたいということで、陸前高田市景観計画を策定するものでございます。

第2、陸前高田市景観計画の位置づけでございます。本計画は、これまで市で策定してきました、市民憲章、景観形成基本方針、県の計画等を参考としながら、復興計画、ノーマライゼーションという言葉のいらぬまちづくりアクションプラン等に基づきまして、景観に関する総合的な計画として策定するものでございます。

次のページです。第3、陸前高田市の景観の特徴をまとめたものでございます。陸前高田市は、県内でも特に温暖な地域で、豊かな海、山、川に恵まれ、さらに歴史、文化が組み合わさった景観が広がっております。復興におけるまちづくりも、こうした以前からある景観を生かし調和を図りながら、陸前高田市ならではの景観を形成していく必要があります。

7ページからですが、1、海の景観というところで、リアス式海岸、漁業、三陸復興国立公園、復興祈念公園等の内容を記載してございます。

2、まちの景観です。三陸沿岸においては比較的広い平地部に形成された市街地のこと、今泉地区の歴史のことが記載されております。

次のページです。3、山や里の景観ということで、氷上山や箱根山、気仙川、りんご等の果樹園等の景観の話を掲載しております。

9ページ、第4、これまでの景観形成の取組でございます。当市では、これまで景観形成につながる様々な取組を行ってまいりましたので、それについて紹介した項目になっております。こちらについては、見出しだけのご紹介をさせていただきたいと思っております。1、市民憲章、昭和60年、2、陸前高田市景観形成基本方針、3、陸前高田市震災復興計画、4、ノーマライゼーションという言葉のいらぬまちづくりアクションプラン、というところがこれまでの上位の計画になろうかと思っております。5以下が関連するこれまでの取り組みということで、5、まちなみづくりの手引き、こちらは当市の市街地で最初に整備された高田地区の高台などを対象に出したガイドラインでございます。6、まちなみづくりの手引きの今泉地区についても計画を策定しております、7、魅力的なまちなみづくりの基本的考え方ということで、中心市街地については先ほどとは別に策定しているものです。8、同じく中心市街地については、屋外広告物の規制が必要だろうというところから、地区計画で現在規制をしているところでございます。ページめくっていただきまして12ページ、9、陸前高田市中心市街地まちなみデザインガイドライン。こちらは、先ほどの

まちなかづくりの基本的考え方を踏まえて、より具体的な内容を商工会の皆さん等と議論しながら策定したものになっています。10、中心市街地における公共建築デザインの基本的考え方について、ということで、市が整備する公共建築についても一定の方針を示しているところでございます。

(第2章)

つづいて、第2章、景観計画の区域でございます。

14ページ、第1、景観計画区域ですけれども、本計画の区域は、陸前高田市の全域とします。

第2、区域区分です。今回特に重点的に景観形成に取り組む地域については「重点景観地域」として、陸前高田市独自の基準を定めて景観形成を進めたいと考えております。それ以外は「一般景観地域」とし、これまでの県の計画を準用して景観形成を進めます。1、重点景観地域ですけれども、地域特性に応じて、以下の3つの地区に区分し、独自の基準を定めます。復興祈念公園周辺地区、今泉中心地区、幹線道路沿道地区で、右のページに表が掲げておりますけれども、重点景観地域の復興祈念公園周辺地区については、復興祈念公園と一体的な景観をなすエリアとして、復興祈念公園と調和した景観形成が求められる地区としております。その下、今泉中心地区ですけれども、今泉地区の歴史・文化を受け継ぎ、地域特性や景観に配慮したまちづくりが求められる地区、幹線道路沿道地区は、市内の国道や県道など、市外から復興祈念公園に至る主要幹線の沿道等で、秩序ある景観形成が求められる地区でございます。次ページに図示してございます。まず上側の図でございますけれども、緑のエリアが復興祈念公園周辺地区となっております。こちらは復興祈念公園の周辺ですとか、高田・今泉地区のかさ上げの法肩から約30メートルの範囲としております。これは、復興祈念公園と、そこから見上げた範囲の景観を形成したいという考え方でございます。左側、今泉中心地区ですけれども、復元予定の吉田家住宅を含む今泉地区中心部を基本としたエリアでございます。下の図でございます。幹線道路沿道地区ですけれども、市外から復興祈念公園に至る主要幹線の沿道等ということでございまして、その下、道路端から30メートルの範囲及び道路に接する敷地としております。

(第3章)

次のページから第3章、景観形成の方針でございます。

つづいて18ページ。第1、景観形成の基本方針でございます。こちら、四角囲みのところに区域全体の方針を掲げております。1、自然との共生、2、やさしさが感じられる活力と潤いのあるいきいきとした生活環境、3、歴史と文化の継承と復興の象徴というこ

とで掲げております。

19ページ、第2、地区別の景観形成の方針ですが、先ほど申し上げました、全体の方針を踏まえて、各地域ごとに方針を掲げているものでございます。1、重点景観地域でございます。(1)復興祈念公園周辺地区ですが、復興祈念公園には、県内で唯一となる「国営追悼・祈念施設（仮称）」が設置され、復興を象徴する公園となります。このため、公園と一体的な景観を形成する周辺エリアも含め、無秩序な建築物や屋外広告物を避け、公園と調和した、復興の象徴にふさわしい景観の形成を目指します。(2)今泉中心地区です。今泉地区は、藩政時代に気仙地方の郡政の中心地として栄えた地域です。その中心地区について、歴史・文化を受け継ぎ、後世に継承していくような景観の形成を目指します。(3)幹線道路沿道地区です。幹線道路の沿道は、ロードサイド型の店舗の立地により、無秩序な景観が形成されることが懸念されます。復興祈念公園につながる市内の幹線道路沿道について、周辺の自然やまちなみと調和のとれた景観の形成を目指します。つづいて20ページです。2、一般景観地域につきましては、県の計画の一般地域の景観形成の方針を準用して進めてまいりたいと思いますので、お目通し願います。

（第4章 第1 良好な景観形成のための制限等）

つづいて21ページから、第4章、良好な景観形成のための制限等というところで、具体的な制限の内容に入っております。

22ページ、第1、制限等のしくみでございます。先ほども出ました、景観形成の方針に基づきまして、本市が必要な行為の制限等を行うことで、良好な景観形成を推進します。まず、本計画区域内の一定規模以上の建築物を建てる等の行為を「届出対象行為」として、行為を届けてもらったりですとか、行為の完了報告を義務付けております。また、届出をいただいた行為につきまして、行為の制限、景観形成基準と申しておりますけれども、を定めまして、それに基づいて審査を行い、必要に応じて指導・勧告等を行います。また、事前協議などの仕組みを設けたり、あるいは、届出対象行為に満たない規模の行為についても、自己確認等を求めてまいりたいと思っております。

（第4章 第2 届出対象行為）

第2、届出対象行為です。1、重点景観地域でございます。(1)建築物の新築、増築等をする場合のものでございます。下の箱ですけれども、1、建築物の新築、増築等につきましては、高さ10メートル以上のものか、延べ床面積10平方メートル以上のいずれかの規模を超えるものについて、届出をしております。こちらについては、参考資料の3、他の自治体の基準を掲載しておりますので、合わせてお目通しいただければと思いま

す。2、こちらについては建物の修繕について載せております。3については、建築物利用広告物。建築物利用広告物とは、建物につく看板のことを指しますが、その新設、増設する際のものとなっております、こちらは、単面の表示面積が2平方メートルを超えるもの、としております。

23ページでございます。(2)工作物の新設、増築等でございます。1、工作物の新設、増築等につきましては、県や他の自治体を参考に定めておまして、例えば煙突、排気塔その他これらに類するものについては高さ5メートル、など以下の表のとおり定めておるところでございます。2については、修繕等について記載してございます。3は建植広告物。例えば、敷地に別で立てる看板を建植広告物といいます、こちらについては単面の表示面積が2平方メートルを超えるものを届出対象としております。(3)については開発行為について、(4)は土地の開墾等について、(5)屋外における土石の堆積等について。

24ページです。(6)については水面の埋立て等、(7)木竹の伐採、を記載してございます。

25ページです。2、一般景観地域の届出対象行為ですけれども、こちらも基本的には県と同様の基準になっておりますので、お目通しいただければと思っております。ただ、こちらについて、下の方の表をご覧くださいまして、工作物の下から4段目に太陽光発電設備とありますけれども、今後、太陽光発電の設備が一般地域にも出てくるのが予想されますので、こちらについてのみ県の基準に追記しているところがございます。

つづいて27ページをご覧ください。届出の適用除外について定めてございます。こちらは、法律等で決まっているものを計画に記載しているものでございまして、基本的には既に定まっているものということで、ご紹介だけしているところがございます。最初、景観法第16条第7項第1号などについては、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるものなどを記載してございます。

28ページには、非常災害のため必要な応急措置として行う行為以下、その内容を記載してございます。29ページにつきましても、政令等で定める行為、条例で定める行為、条例で定める行為につきましては、県の条例を準用してございますけれども、このような内容になってございます。なお、一番下に※印で国の機関や地方公共団体が行う建築等の行為について記載してございますけれども、国の機関や地方公共団体が行う行為については届出を必要とする景観行政団体にその旨を通知するという扱いになってございます。

(第4章 第3 景観形成基準)

30ページでございます。第3、景観形成基準でございます。こちらについては、参考資料2に同じく他の自治体と比較した表を用意してございますので、あわせてご覧ください

い。今述べました届出対象行為について、それぞれの行為ごとに景観形成基準を定めております。それを踏まえて適合を審査して、必要に応じて勧告等を行ってまいります。

1、重点景観地域でございます。(1)建築物の新築等でございますが、一番上、建築物の高さに関する制限です。復興祈念公園周辺地区や今泉地区については、地盤面から最後部までの高さを13メートル以下する、としておりまして、こちらについては、岩手県の厳しい箇所についての基準を参考にしているものでございます。それ以下、壁面の位置の制限、形態意匠の制限として、周辺との調和、外壁、屋根の形状などを定めております。その下、建築物の外壁や屋根の色彩についてですけれども、周辺の自然に調和し、まちなみの連続性や統一感を創出するために、別記1の範囲の色彩を用いるとしております。別記1は、33ページをご覧ください。いちばん上に別記1として表を記載してございます。このR、YR、Yなど記載しておりますが、これはいわゆるマンセル値と呼んでいます。色彩を数値で表すものとなっております、明確な基準を設定するために使っているものでございます。こちらにつきまして、分かりづらいかと思しますので、35ページに色見本①として、色のサンプルを掲載してございます。33ページの表で言いますと、上に色相、これは色合いについて示すものでございます、明度、明るさ、彩度は鮮やかさを示すものとなっております、例えば色相R、YR、Yといいますと、35ページの図を見ていただきますと、左側の列の上から1番目2番目3番目がR系の色相、YR、Yとなっているのがおわかりになるかと思えます。例えばこちらの3つの色相につきましては、先ほどの表に戻っていただきますと、明度が8以上の場合、彩度が2以下8以下。もう一度35ページを見て頂きますと、例えばR、赤色の色相について見てみますと、縦軸が明度となっておりますので、上の8以上、つまり8と9のところについては、横軸彩度が2以下。この彩度の目盛が等間隔にはなっておりませんが、2以下になっているのがおわかりになるかと思えます。また、明度が4以上8未満の場合は彩度が4以下というような見方をするものでございます。33ページの表ですけれども、このように定めておりまして、復興祈念公園周辺地区や今泉中心地区については、R、YR、Y、つまり比較的暖かい印象を与える色について許容しておりまして、これは、中心市街地のまちなみを議論した際に、いわゆるアースカラーといったりしますが、そういう暖かい印象を与える色を基調としていこう、という議論から設定しているものでございます。なお、この色相のNは黒い色を指してございます。今のが外壁の部分です。同じくその表の下、屋根について、それぞれの色につきまして、彩度が2以下というように、より厳しい基準となっております。あわせて、33ページの一番下に四角囲いの記載があるかと思えます。

こちらは建築物の色彩基準に関する例外規定ということで、(1)木材や石材、土壁、レンガなどの自然素材を使用しているもの等については、個別に協議し判断していきたいと考えております。30ページに戻っていただきまして、今は建築物の外壁や屋根の色彩について説明したところでございます。それ以下、素材ですとか、31ページ、敷地の緑化率。そしてその他ということで付帯施設や照明等について記載してございます。

32ページにつきましては、建築物利用広告物について記載してございます。上段は自家用広告物、例えば伊東文具店さんであれば、自分の建物に伊東文具店と掲載する場合、自分のお店を紹介するような場合ですけれども、こちらの規模につきましては、10平方メートル以下かつ当該壁面の5分の1以下という基準にしてございます。こちらは、岩手県の基準などを参考にしているものでございます。その他、位置につきましては、中段でございすけれども、屋上広告物については禁止してございます。こちらは周辺の景観の阻害を防ぐためでございます。その下、色彩ですが、別記3の範囲の色彩を用いるということです。また、33ページです。別記3が中段にございます。こちらはR、YR、Yについては8以下、上記以外については6以下としております。こちらの色見本については37ページに記載しておりますけれども、こちらについては全国の自治体で広告を規制しているものを参考にしながら設定したのになってございます。33ページの下の方角囲いを再度ご覧ください。(2)でございすけれども、建築物利用広告物について、表示面積の3分の1未満で用いる色彩は、3色に限り上表以外の使用も可能とする、とありますが、これは何かと申しますと、基本的には先ほどの別記3に記載した内容で広告物の色は規制するんですけれども、やはり企業によってはアクセントカラーとして鮮やかな色を部分的に用いたいというような希望があろうかと思えます。そういった希望にある程度許容するために、3分の1未満の面積については、それ以外の色も3色に限り用いることができるとしたものでございます。

32ページに戻っていただきまして、下段は案内誘導広告物です、案内誘導広告物とは、例えば、道路沿いに他の方の敷地であると、ただ、そこに何キロ先にどここのお店があると、そういった表記が世の中にはありますけれども、そういったものを案内誘導広告物としております。規模についてですけれども、表示面積は単面5平方メートル以下としておりまして、これは、現状の状況を見ながら、自家用の半分程度としているものでございます。それ以下、位置ですとか色彩を定めております。色彩については、自家用広告物と同じとしております。

つづきまして、34ページをご覧ください、こちらについては、先ほど項目でありまし

た、緑化率等について説明したところでございます。35ページから38ページについては色見本を掲載しております。

39ページ(2)景観形成基準の重点景観地区における工作物の新設、増築等について記載してございます。上から見ていきますと、まず高さの最高限度ですけれども、工作物、建植広告物を除くものについては、13メートル以下としておりまして、これは建物の基準と同様のものとしております。その下、建植広告物の項目でございまして、建植広告物とは、先ほど説明したとおり、建物とは別に独立して立てる広告、看板のことですが、こちらについては自家用、案内誘導ともに復興祈念公園周辺地区と今泉中心地区については5メートル以下としておりまして、例えば平泉町等の基準を参考にしております。その下、工作物の位置の制限ですとか、その下、形態意匠の制限として、周辺との調和、樹木や植栽、40ページです。照明などを記載してございます。その下、色彩については、別記5の範囲としておりまして、41ページの別記5とありますが、工作物の建植広告物等を除くものについては、この表のような表現となっております、建物の基準から少し緩い基準となっております。また、40ページの表ですけれども、こちらの方には建植広告物を記載しておりますが、上の自家用広告物についての規模は表示面積が単面5平方メートル以下としております。これは、実態等を見て検討したものでございます。以下、位置、色彩、周辺との調和などを記載してございます。色彩については別記6の範囲の色彩を用いるということで、41ページに別記6とありますが、さきほどの建物利用広告物と同じ基準となっております。その下、案内誘導広告物も基本的には自家用広告物と同様でございまして、位置につきまして、相互間の距離ですとか、案内誘導の対象となる観光地やお店から距離を10キロメートル以内とするなど、岩手県の屋外広告物条例と同様な内容を記載しております。色彩についても、自家用と同様です。41ページですけれども、自動販売機の色についてですとか、太陽光発電についての基準を記載してございます。42ページは色見本を記載しております。43ページですけれども、(3)開発行為、以下、(4)土石、廃棄物の堆積等、(5)鉱物の採取、(6)木竹の伐採等を記載してございます。こちらについても県や他の自治体を参考に検討してございます。

44ページ、一般景観地域の景観形成基準でございまして、一般景観地域につきましては、先ほど述べています通り、県のを準用するということになっておりますので、基本的には県の基準のままとなっておりますのでお目通しください。ただし、45ページの一番下、太陽光発電設備については、こちらについても記載しております。色見本を含めまして49ページまで一般景観地域の基準が記載してございます。

(第4章 第4 景観形成基準の運用方法等)

50ページ、第4、景観形成基準の運用方法等でございます。

1、事前協議について、ということで、基本的には事前協議をしていただいて円滑に進めるということと呼び掛けて参りたいと思っております。

2、届出対象となる規模の行為についてですが、建築物の建築等の行為を届け出ていただきますが、こちらは、行為の着手30日前までという期間にしております。(1)建築物および工作物の形態意匠(特定届出対象行為)に関する基準について、と書いてございますけれども、この形態意匠、例えば色彩等については、ア、景観形成基準に適合するように市のほうで指導を行います。イ、指導に従っていただけない場合は、陸前高田市景観審議会の意見を聴いた上で、変更の命令などを行うこととなります。ウ、この命令に違反した場合、罰則等が適用されることとなります。(2)建築物及び工作物の形態意匠に関するもの以外の基準についてでございますが、こちらは、形態意匠ではなくて、高さとか位置の基準の内容でございます。こちらについては、少し扱いが違ってございまして、ア、指導を行うのはその通りなんですけれども、イ、従っていただけない場合は、勧告というものを行います。つまり、少しだけ効力が小さいというところになるかと思っております。ウ、勧告を受けた行為者が、その勧告に従わない場合は、罰則ではないんですけれども、氏名および勧告の内容を公表することとしております。(3)行為の完了報告ですけれども、届出に係る行為が完了した際は、遅滞なく届け出ていただくこととしております。

3、届出対象とならない規模の行為について、ということですが、届出対象行為ということで基準を設けましたが、それに満たない規模のものについても、良好な景観形成のために市に事前相談をするように呼びかけて参りたいと思っております。

(第4章 第5 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針)

51ページです。第5、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針でございます。

1、景観資源の保全ですけれども、本市は、景観の重要な構成要素、すなわち大切な景観資源である景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を積極的に取り組みます、とありますが、この景観法の仕組みで、景観上大切な建物ですとか樹木については、景観重要建造物や景観重要樹木として指定できる仕組みがございます。その指定方針を定めるものでございます。

2、その指定方針ですけれども、1、対象ということで、2は景観重要建造物ですけれども、ア、地域の自然・歴史文化などを掲げてございます。3は景観重要樹木の指定方針でございますけれども、同様に重要なものを対象としてございます。こちらについては、

今後状況を見ながら検討してまいりたいと思っております。

(第5章)

52ページ、第5章、良好な景観形成の推進に向けて、でございます。こちらについては、より、景観形成を進める上での方針等を掲げているものです。

53ページ、第1、市・事業者・市民の役割ということで、市の役割、事業者、建築物の建築等景観に影響を与える行為を行う者の役割、あるいは市民の役割を掲げてございます。

第2、計画の推進ということで、1、市の市内推進体制を充実します。2、様々な主体と連携・協働する、3、様々な市民事業者の主体的な取組を促進する、54ページ、4、景観に配慮した公共施設の整備ということで、行政が整備する施設についても、例えば(1)公共建築物や(2)道路・橋梁等について、配慮を行っていくという記載をしております。5、計画の評価と見直しということで、状況を見ながら適宜見直しを検討していくというような記載になっております。以上で、この資料の説明を終わります。

なお、あわせて今後の取り組みの状況をご説明いたしますが、参考資料4の、景観計画素案の概要をご覧ください。一番後ろのページをご覧ください。今後のスケジュールについて記載しているかと思っております。今回の審議会です承いただけましたら、4月6日から20日まで、パブリックコメントを実施いたします。それを踏まえまして、5月に再度景観審議会を開催させていただきまして、あわせて、陸前高田市の都市計画審議会にもかけさせていただき、そしてそれを踏まえて6月には計画の運用開始というようなスケジュールで進めたいと思っております。以上で事務局からの説明を終わります。

○平野会長

ありがとうございます。意見がばらばらになると困りますので、章ごとにご意見を賜りたいと思っております。最初から、第1章について、景観計画の基本事項というところで、12ページまででご意見はございますか。基本的には、景観計画とは何かという説明と、いままでの経緯、景観の特徴が書かれています。こういう特筆すべきことがまだあるのではないかというような話がありましたら。

(「なし」の声)

宜しいですか。では次に行きたいと思っております。第2章ですね。こういう基本的な位置づけを踏まえまして、まず景観計画、規制を設ける区域を定めるということで、ご説明にもありましたように、現状でも、岩手県が持っている景観条例によって規制が行われております。そのうち、今回重点景観地域である復興祈念公園周辺、今泉中心、幹線道路沿道

の3つを、今までの県の条例が適用されていたところよりもやや厳しいものにしていきたいということです。ですので、この3地区以外、重点景観地域以外に関しては、今まで通りの県条例とほぼ同じ内容が引き続き規制内容として記されています。ただ、今回景観行政団体というのは景観計画を策定する権限を持っておりまして、これを陸前高田市が持ったということですので、岩手県の条例の適用範囲から外れますので、改めて一般景観地域についても県と同じルールではありますが、市が定めたものとして書いていく必要があるのを書いてございます、という段取りになっております。区域設定で、復興祈念公園周辺地区、今泉中心地区、幹線道路沿道地区の3つについて、それぞれ特徴を踏まえた規制を行っていかうということでございます。何か質問やご意見はございますでしょうか。

私から良いですか。16ページの図を見ると、今泉中心地区はこの赤い範囲ですよね。復興祈念公園周辺地区は濃い緑の範囲なのか、薄い緑の範囲なのか、どちらですか。

○事務局（永山係長）

上の図ですね。両方です。

○平野会長

濃い緑が復興祈念公園の範囲で、薄い緑に復興祈念公園周辺地区ということですね。

○事務局（永山係長）

その通りです。

○事務局（阿部部長）

復興祈念公園から見たときに見える範囲、あるいは中心市街地から復興祈念公園を見たときに見える範囲になっています。

○平野会長

いかがでございましょう。この3種類の範囲でそれぞれ規制を加えていくということですが。

○武藤委員

であれば、緑の太い実線の凡例をどこかにお入れしたほうが良いかと思えます。

○平野会長

ベースマップが古いので、ぜひ、将来形といいますか、今造成中の新しい道路を全部入れた形の図面、公園も最新の図面を入れていただいて、将来形をぜひ入れてください。そうでないと、どこが車が通りやすいか、新しい街にとってどこが大事かといったことが分からないので、この規制が適切かどうかわかりませんので、どの範囲と言われると地元の方は今の地図のほうが分かりやすいのかもしれませんが、規制の効果等々を考える上では、

あくまでも将来形になっているほうがよろしいかと思えます。すみません、細かいところですが。

○武藤委員

15ページについて、意見というよりも感想です。復興祈念公園周辺地区、それから幹線道路沿道地区、これはどちらも「復興祈念公園と調和した」とか「復興祈念公園に至る」とか、復興祈念公園に重力として吸い寄せられた書きぶりなんですよね。なので、極めて国と県と市の責任は非常に重い書きぶり、言い換えると全てが公園につながっている。感想と申し上げたのは、ぜひ、皆様方、有識者の先生方も含めまして、全ての重力の中心にありそうな所がどうあるべきかを常々考えて、一緒にやらせていただきたいな、という感想というか、意思表示という感じですか。

○平野会長

確かにご指摘の通り、幹線道路のほうは中心市街地に至るという文言を加えても良いような気がします。

○武藤委員

ベクトルが一方向に向いているという捉え方をされると、いやらしく思う方もいらっしゃるのかなど。その辺は何をどうということまで強い感じはありませんけれども。

○平野会長

そのままでも良いですかね。主旨としては、復興祈念公園というのは、被災者の方、ご遺族の方、手を合わせに来られる方という意味合いを持っておりまして、そうした気分の方が公園に行こうと思って車を走らせる時に派手派手しい看板等々の景観の中を歩いていくというのは、やはりおもてなしの心としては宜しくないのではという思いから幹線道路の規制をされているということなので、このままでもよろしいように思いますが。他に何かございますか。

(「特になし」の声)

では、3章の方に参りましょうか。3章は、3つのエリアを決めまして。その3つのエリアについて、それぞれどういう方針で景観を作っていくのかということが書かれています。直接、規制等々の項目には関係しませんが、やはり目標像としてここに書かれている内容がよろしいかご確認いただければと思いますが。たとえば菊池委員、今泉中心の書きぶりはこれでよろしいでしょうか。

○菊池委員

いずれ、今泉の場合には、そういう景観が無くなってしまったものをまた新たに作って

いかなければならないということですので、やはり、大庄屋を中心に、目指す目標という形で、こういう形で良いのではないかと思います。

○平野会長

「歴史・文化を受け継ぎ…」というのは実際の現状を考えると少し重い方針になってきますね。

○菊池委員

一切文化史料も無くなってしまったのが現状になります。

○平野会長

3章はよろしいですか。

(「特になし」の声)

それでは、4章の方に進みたいと思います。4章はボリュームが一番ございますが、基本的には、届出対象を決めると。あまりに細かいものまで届出対象にすると、市役所も皆さんも事務量が多くなってしまいますので、そうならないように、景観にインパクトがあると思われる規模のものを拾って、それは届出をして下さいという届出対象行為というものです。その上でその届け出られたものが第3にあります景観形成基準を満たしているかどうか、市役所のほうでチェックをいただき、満たしていない場合はそこで指導、助言、勧告等々を行って施主の方もしくは設計者の方、看板屋さん等々と協議をしながら、ルールを守っていただくように誘導していくという仕組みになってございます。どうでしょう、4章全般で行くと大変なので、さらに区分していきましょうか。届出対象行為に関してはいかがでしょうか。これは一般的なものではないかと思っておりますが、参考資料3をご覧くださいと、大体ほかの自治体でどうなっているのかということがわかります。例えば、私もお手伝いしました平泉町の景観計画では、建築面積10平方メートルを超えるものはすべて対象と、いわゆる10平方メートルを超えるものは確認申請が必要というものです。確認申請が必要なものは全てチェックするというのが平泉で、平泉は世界遺産を抱えていますので、おそらく国内でも有数の厳しい表現になってございます。それと比べると延床10平方メートル、建築面積と延床はどう違うんですかね。釜石と同じくらいなんですね。岩手県よりは少し厳しくしたと。

○事務局（永山係長）

補足です。参考資料の平泉ですけれども、少し分かりづらい表現になっておりますが、新築等は面積によらずすべて届出を出す仕組みになっていて、改築等は10平方メートルを超えるものとなっているので、やはり厳しいです。

○平野会長

厳しいと思いますね。なので、岩手県と釜石をにらみながら釜石くらいはやってはどうかということですね。ふつうに2階建の家屋を建てると、大体高さ10メートルにおさまるのかな。屋根かかっていると超えますかね。延床面積10平方メートルはふつうに家を建てれば引かかる。そのようなところでしょう。ぜひ、他と比べていただいて、行政側もですね、陸前高田だけに変な規制になっていることを避けるために、県の条例ですとか、市町村の条例を一生懸命比較しながら検討したものと思います。もちろん、今まで高田市民の皆さんと取り組んできた景観づくりの状況も踏まえて決めておられますが、届け出対象行為の規模感について、いかがでしょうか。ご意見はございますか。

建植広告物の2平方メートル以上は全部出せというのは市役所が大変だと思いますが、大丈夫でしょうか。

○阿部部長

しっかりコントロールしていきたいと思います。

○平野会長

だいたい横並びで平泉のように世界遺産があってどうのということとはございませんので、活気ある街づくりを阻害しない範囲で狙う。この提案に関しても、市役所としてこれくらいはきちんとコントロールしていきたいという希望ですね。事務量、事務手間、これは市民の方の手間ももちろんかかりますので、その塩梅を見ながら、横並びも狙いながらということで決めたご提案です。これはよろしいですか。

(「特になし」の声)

はい。では、そういう規模のものを対象にどういう基準を決めていくのかということで、景観形成基準ですね。それで、余計なことを言っているのかわかりませんが、公共施設に関しては。

○三宅委員

それを、私も思って。景観重要公共施設に関する項目は入れなくて良いのだろうかという、全体の話になってしまいますけれども。

○平野会長

ここで今少し議論になりましたので申し上げておくと、今回、これで景観計画の運用を始めて頂きたいと思っていますけれども、今三宅先生からご指摘のあった景観重要公共施設という仕組みが景観法にはございます。今回の基準はほとんど全てが民間の方の活動に関してみんなでこのルールを守って景観を良くしていこうというものなのですが、ちょう

ど除外規定で、29ページの一番最後の※印で、国の機関や地方公共団体が行う建築等の行為については届出でなく通知するとありますね。これは、景観法というものの特徴は、三宅先生からありました景観重要公共施設というものに市が認定することで、国の道路や建築、県の道路や建築、河川等々に関して、陸前高田市はこういう景観形成の方針を持っているので、それに従った整備をして下さい、ということが言えるようになりました。景観に責任を持っているのは市町村であり、その市町村が、市町村内にある国や県の施設に対しても景観整備はこうしていきましょうということが、一応管理者との協議の上ですが、市が定める計画の中に盛り込むことができるようになったんですね。それは、今、公共工事まっさかりでございますので、何度も申し上げておりますように、やっぱりある程度形ができて、それを保全していこうという形でルール化していくのが大事だと思いますので、将来的に復興事業が概成してきたあたりで、ぜひ景観重要公共施設等々を入れ込んでいただいて、行政は、例えば体制が変わって方針が変わるとかですね、無くはありませんので、そういうことが無いように、逆にこういう方針で引き続き景観整備を一緒にやっていきましょう、というルール化をしていくのが極めて大事だと思います。これは将来の話としてお考えいただければと思います。話が脱線してすみません。それでは、適用除外ということで今のところは公共施設は届出ではなく通知で、ただ内部的には例えば高田松原復興祈念公園の事業にも市の方が入っていただいて調整したりと、みんなでいいものをつくろうと一丸となってやっておりますので、形式的には通知であろうが何だろうが、今の体制であれば僕は問題ないと思っておりますので、まずは、この形でよろしいかと思います。

それで、一番ポイントになるのが30ページからの景観形成基準でございます。いかがでしょうか。それぞれ、復興祈念公園周辺地区、今泉中心地区、幹線道路沿道地区でそれぞれ景観形成基準、これがルールですね。やや注意して見ていただきたいのは、「～するよう努める」と書いてあるものと、「～する」と書いてあるものの2種類が概ねあるということです。あいまいなものは大体「努める」になってございます。なので、究極的には行政も厳しいところまで言いづらいというのがこの「努める」というものです。でも例えば「高さを13メートル以下とする」と書いてあるものは、届出をしたときに13メートル以上あったら、これはダメですという厳しい指導がやってくれる関係です。その近所ですと、「道路沿道の眺望を妨げないよう努める」と書いてあるのは、市の担当者は意見は言うと思いますが、ここちょっと屋根を下げたら眺望が良くなりますね、とかですね。そこに頑張って建てても、いや、頑張りましたと言えば努めたことにはなりますので、それ以上追及しきれなくなると、ある種のグレーゾーンを抱えているのが「努める」です。

そういう努力目標をきちんと書きながら、協議しながらいいものを作っていくというのが正しいスタイルだと思いますので。ただ、2種類あることはご注意ください。いかがでございましょう、中身について。これに関しては、他の地区とどうなっているのかというのは、参考資料2というところで比べていただきますと、岩手県全県のもの、今までかかっていたものと、全国的に見ても厳しいと思われる平泉町のものとの比較がございまして。ここに釜石はないんですね。

○事務局（永山係長）

釜石については、抜粋して掲載してございまして、釜石は広告については記載が無いものでして、記載のある高さや外壁等の色彩について補足で書いているという形になります。

○平野会長

イメージとしては、岩手県全県のものよりは少し厳しくしましょう、これは重点地区ですからね。重点地区に関しては少し厳しいものにしていきましょう、落ち着いた感じの街並みを作っていきましょうというところですが、世界遺産を抱える平泉町ほどは厳しくはないという、間を上手に狙っているというのが全般的な規制の作戦ですけれども、それをご確認いただければと思いますが、いかがですか。

○三宅委員

岩手県のものにのみならず少し厳しくということなんですけれども、復興祈念公園周辺と今泉に関しては、もうちょっと頑張って厳しくしても良いのかと思います。これは景観計画の最初のほうに方針のところにも、方針の景観重点地域のところ、9ページですね、に書かれているのですけれども、「公園と調和した復興の象徴にふさわしい」ということで、象徴を目指すという意味を示すのであれば、この基準も陸前高田の基準を強調してもいいのかなという風に思います。ただどこまで厳しくするのかというところはすぐには決めるににくいところがありますが、平泉に準ずるか、それに近いところまで引っ張っていても、ものによっては良いのではないのかなという気がします。広告は、条例が県の屋外広告物条例になっていますので、陸前高田市としては、県の条例では少し緩いからもう少し厳しくしたいというのを強めに出しても良いのかなという風に感じます。

○平野会長

例えばどのような項目がありますか。

○三宅委員

そうですね、例えば、建築物利用広告物の中にある案内誘導広告物なんですけれども、岩手県だと、自然景観地区では3.5平方メートルとなっているんですね。岩手県の場合

合は自然景観を守っていきたいので3.5という風になっているのですが、復興祈念公園は5平方メートルと緩くなっているわけなので、もう少し、ここは象徴として活かすのであれば、強めにするということもあります。

○平野会長

すみません、岩手県条例の自然景観地区というのはどういうエリアのことを指しておりますか。国立公園内とかですか。

○事務局（永山係長）

岩手山麓の、より重点的に景観形成したいところです。

○三宅委員

国立公園ではないですね。

○平野会長

そうすると確かに、岩手の人にとって、岩手山が非常に大事なシンボルであって、その麓がガチャガチャした景観にならないようにということで、県が定めている3.5平方メートル以下というのと、岩手県の人が、高田松原復興祈念公園ですとか、歴史ある今泉地区に思っているイメージと比べると同じくらいで構わない気がしますね。いかがですか。看板を出される立場の方もいらっしゃいますが。

○菊池委員

今泉地区から言いますと、松原の公園の関係についてはある程度立地は見込めるのだけれども、今泉は何もないという状態で、現在でもどの事業者さんが出てくるかとか、まだ未確定のように思います。厳しくしすぎてみんなを止めてしまうのもちょっと気になる部分もあります。

○平野会長

全般的に、建物系の規制が厳しすぎると、立地の足かせになってしまう可能性もあると。ただ、これは中々難しいところなのですが、実はこれはそんなに厳しい基準ではないんですよ。普通におとなしい建物を建ててくれれば問題なくて、今泉のまちづくりとして、例えばパチンコ屋さんが立地したいと、しかも派手なデザインで有名なパチンコ屋さんだったとします。それが派手であっても今泉に来てほしいかどうかというところなんですよ。究極の選択になるんですけれども、その辺を考えていかなければいけないということだと思います。私の意見としては、おとなしく構えてくれるのであれば、今泉でもいいのではないかとということで、実は、景観規制によって立地が阻害されるということは実はそんなに無いと思っています。一般的にはそんなに立地の規制・足かせになっているという

ことは聞いたことはございません。逆によほど変なことをしない限りは、引っかかりからという世界でございます。で、今意見を申し上げているのは、案内誘導の規模でございますので、「この先何キロメートル、何とかショッピングセンター」とかそういうものですね。ですので、看板だけ建てられるケースがほとんどだと思います。なので、今泉地区の空き地にまだ建物が建っていないところの地主さんが、貸してあげるよという形で「何何まで何キロメートル」というような看板が立つケースを想定していると。それは僕は歴史ある今泉のまちづくりにとってはあまり良いことではないかと思っていますので、同じレベルで良いのではという気もしておりますが、いかがでしょう。

○菊池委員

という点では構わないと思います。

○平野会長

どうでしょう、今5平方メートルとなっているのを、岩手県条例の3.5平方メートル以下に修正する方向でいかがでございましょう。事務局のほうは宜しいですか。

○事務局（阿部部長）

比較すると、県の厳しいところに合わせて良いかなと思います。

○平野会長

他にはございますか。参考資料2を見ながら、他と比較すると議論がしやすいと、考えやすいと思いますので、岩手県の条例はこうなのここはこれで良いのといったところを考えて頂ければと思います。それを言うと建植広告物の高さも、県の自然景観地区は3メートル以下となのですが、復興祈念公園周辺地区は5メートルと2メートルほど緩くなっていますね。

○武藤委員

自然景観エリアなのか、街なのか、広告物が建つ場所がどこだということで考えると、必ずしも同じ物差しで考えて良いのかというのがありそうな気がしますね。一緒くたにして良いのか、公園周辺と今泉をここは分けた。ざっくり言って自然景観としている岩手県の条例というのは、結構ナチュラルな自然みたいなところをすごく優先しているエリアで他を案内する広告は規制したいというような意思が働いているのだと思うんですね。そういった議論があっても良いかと思います。

○平野会長

その通りだと思います。いかがでしょう。基準的には、そういう自然景観のところよりは緩くなっている。今武藤委員が仰っているのは、ナチュラルな自然景観ではなくて、街

場の景観規制なのだから、必ずしも同等である必要はないだろうということですね。これもご指摘の通りかと思います。自動車からの視認性を考えると、確かに5メートル程度ないと厳しいという話もあるんです。ただ、建植はもう少し厳しくしてもいいのではないかなと思うんですけどね。先ほど議論させていただいた3.5平方メートルというのは、建築物利用広告物、建物の壁面に貼る場合の広告物でございますので、建植広告物、地面から生えてくる広告看板のことですから。逆にいうと、建物のほうを緩くても良くて、建植のほうを厳しくしたほうが良いような気がしますけれども。

○三宅委員

建物は高さが緩いんですね。13メートルというと、住宅地の2階建てよりも高いんですね。

○平野会長

三角屋根になっている住宅の2階建てだと13メートルはふつう超えますよね。

○三宅委員

第一種低層住居専用地域では12メートル以下になっているので、それを超えてくるんですね。

○平野会長

高さ規制って少し悩ましくて、厳しくすれば景観が良くなるかというのと、眺望、空が広がるのは間違いないですね、高さが低いからです。空が広がって見晴らしがいい景観にはなるんですけども、床をたくさんとりたい事業者がおられたときに、屋根がほとんどないような平らな屋根でも家が建つじゃないですか。陸屋根と言いますけれども、箱みtain建物がボンボン建って行ってですね、あまり美しくない。

○菊池委員

13メートルというのは国立公園の基準ですか、確か。

○事務局（永山係長）

こちらにあるとおり、県の基準を準用しています。

○三宅委員

復興祈念公園の追悼施設の高さは何メートルなんでしょうか。

○武藤委員

一番高いところで11.5メートルです。

○三宅委員

それが視認できないというのは高いかなと思うのですが。この幹線道路から見て。上か

らは見下ろしていけば見えるかもしれませんが。

○武藤委員

上からは微妙ですね。あそこも高くなりますけれど、周りも高くなるので。

○平野会長

道路から見るとパース効果で手前にあるものが大きくなりますので、すっかり邪魔になりますけど。

○武藤委員

緑化しますから、木のほうが高くなりますよね。今で考えるのか20年後で考えるのかにもよりますが。

○平野会長

市街地から見たときの景色として、復興祈念公園の建物よりも高いものが立って向こうに低いのがポンとあるのはあんまりきれいではないかもしれない。同程度の高さのものが広がっているほうが。

○三宅委員

追悼施設よりは低めで抑えたほうがいいような気がしますね。

○平野会長

あまり下げると、平屋で三角屋根ならばいいんですけど、2階建にしたいときに陸屋根が増えてしまうような気もするんですよね。陸屋根ばかりの景観になると、市街地から見下ろされる場所になるので、あまり良い景色を作らないように思うんですよね。

○三宅委員

屋根形状はここではとくに入れていないんですね。

○平野会長

努力目標です。

○岡本副市長

復興祈念公園周辺の地域には住宅は建たないはずで。災害危険区域なので。

○平野会長

そうすると、商業系・業務系の施設が建ってより一層陸屋根になりがちなんですよ。放っておいても陸屋根になる。構いませんかね。

○三宅委員

であれば、いっそのこと下げてしまったほうが。10メートルあれば2階ができますよね。

○平野会長

頑張れば3階が建ちます。陸屋根のアパートであれば3階までできますね。

○三宅委員

階高が低いですけどね。

○平野会長

住宅なら階高3メートルくらいですね。業務オフィスとかだともう少し高いですが。建築物の高さが13メートルというのは、岩手県条例の一番厳しいところにあわせたということですね。それをさらに厳しくするというのは、事務局としては抵抗がありますかね。要は建築主の皆さんの矢面に立つのは皆さんですので。

○菊池委員

国立公園が13メートル基準ですよ。

○平野会長

国立公園も13メートル。では13メートルでいいような気がしますけどね。正直、市街地から公園のほうを見たときに、13メートルの建物が建ち並んでいたとしても、道の駅の駐車場がございましておそらく建物は見えます。武藤委員が仰ったように、木が育ってくると、木の向こう側に見える形で祈念公園の施設は建つことになると思うので、10メートルにしたからといって劇的な効果は見込めず、逆に10メートル以上建たい建物が建たなくなる。ということを見ると、ここは三宅先生、13メートルで良いような気がします。いかがですか。

○三宅委員

強くは押しませんが、ただ一つの考え方としてそういうこともあるだろうという意見ですね。

○平野会長

悩ましいですね。皆さんご意見いただけませんか。特に民間系・地元系の方々。

○浅沼委員

聞いてついていくのがやっとなのですけれども、形状とかの規制というのは、できるのでしょうか。今、屋根の形ということを仰っていましたが。

○平野会長

形状は、いろんな屋根の形があるので、今回は今泉だけ「和風の屋根形状にする」となっています。ただ、いかにも事務所なのに家のように三角屋根があるというのも変といったら変なんですよ。デザイン次第なんです。それを考えると、やっぱり追悼祈念施設

の高さよりは低くしたほうがいい気もしなくもない。平らな屋根であれば少なくとも事務所でも2階建ては建ちますので、10を13にしたことで3階建てが建つ、3階建ての圧力はありますか、事務所等々で。

○菊池委員

グリーンの地域の中で民地が、建ちそうな民地はありますか。

○事務局（阿部部長）

民地は、一本松茶屋から西側が、民地がいくつかあります。

○平野会長

2階建てが建てばいいですかね、要は地権者の方がどれくらい不満に思われるか。あまり不満に思う人が多いとルールとしての運用が難しくなりますので。

○事務局（阿部部長）

今現在の土地利用的には大きなものを建てようという動きはないんですけども。

○武藤委員

一本松茶屋のところって、今の見立てではいくらくらいになるとか、上がらないとか決まってるんですか。

○事務局（阿部部長）

この辺は、道路そのものが3メートルなので、今から2メートルぐらいにはなります。それに合わせた形にはなると思います。

○平野会長

根拠のある数字は10、11、12、13です。

○岡本副市長

こちらから言うのもあれなんですけれども、祈念公園の管理棟自体が11.5メートル、12メートル以下で10メートルを超えているというところで、祈念公園は行政施設、公共施設なので除外です、と言ってしまえばそうなのですが、市として、公共施設は何でもかんでも好きなようにやってもいいけど民間は制限します、という見せ方も良くないのかなと思います。

○平野会長

ルールよりも国の施設のほうが背が高いというのは、逆に公共だったらルールを守らなくても良いのねという象徴になりかねないということですね。ほぼ同程度の高さということで12ですか、メニューとして第一種低層住居専用地域という住宅街を作る場合の土地利用の規制は、大体、高さが10メートルか12メートルのどちらかを選びましょうとい

うのが建築基準法の集団規定になっています。なので、10か12、私が住んでいる仙台のところは10ですけど、一般的には12が多いんじゃないかなと。だからそれに合わせましたという説明、しかも追悼祈念施設と同程度であるということで、12は説明がしやすいように思います。13よりも12にしておいて、追悼祈念施設と同程度にしましょうということではいかがですか。

○岡本副市長

今泉の中心地区もそれで大丈夫ですか。祈念公園はそれで良いと思うんですけども、今泉の中心とセットになってくると、そこがどうかと。そちらのほうは住居も建ちますし、いわゆる市街地になる可能性のあるところですので。

○平野会長

そうしますと、今泉については13のまま原案通りでいかがでしょうか。分けないほうがよいか。

○菊池委員

地区によって細かいと大変です。

○事務局（阿部部長）

考え方としては、公園、今泉と考えてきたので、管理する方としては、同じほうがやりやすいです。

○平野会長

気仙中の高さは分かりますか。3階建てでしたよね。

○菊池委員

津波の浸水から行くと15メートルくらいいっている気がしますね。

○事務局（永山係長）

屋上の少し上が浸水高さになっているので、15メートル弱です。

○平野会長

となると、今泉は13でいいような気もするんですけども。

○菊池委員

震災遺構は高いものが結構残っています。

○平野会長

12にしても一般的な住宅はちゃんと建つんですよ。普通の第一種低層住居専用地域というのも、街の郊外にあるいわゆる新興住宅街といわれているものはその規制でやっておりますので。

○三宅委員

最上部までの高さとするのが良いのか、それとも軒先までがいいんですかね。

○平野会長

一律12にするのか、復興祈念公園周辺だけ12にするのか、どうでしょう。

○菊池委員

1メートルの差というのはなかなか感覚的に分からないというのはありますね。

○平野会長

そうですね。色んな建物を見て高さが何メートルというのを見たことがないとなかなか分かりづらいのですが。

○菊池委員

事務局としてどう考えるかという部分で。

○平野会長

運用を考えるのだったら、僕は一律で12メートルがよろしいのではないかと思います。

○事務局（永山係長）

12の根拠としては、先ほど仰ったように、第一種低層の基準ということでしょうか。

○平野会長

で、追悼祈念施設も11.5ということ。一応、追悼祈念施設の正確な高さを確認してください。その後決定でいいと思います。今、11.5というお話でしたので、それを踏まえると12。追悼祈念施設が違反建築にならないことを念頭において決めましょう。今の前提で、追悼祈念施設が違反にならない程度で、今で言いますと、12メートルという、一般的に建築基準法に定められている規制数値を用いる、援用するという形で、最終的には図面を見て追悼祈念施設の高さをご報告いただいたわけではないので、一応ご確認いただいて、それを事務局に報告いただいて、事務局に一任したいと思いますがいかがですか。よろしいですかね。

（「異議なし」の声）

高さについてはそうしたいと思います。色も色々ありますが、いかがですか。

○箱石委員

基本的なところで教えて頂ければ。幹線道路沿道地区があって、復興祈念公園周辺地区も通っていて、被らないでしょうか。

○平野会長

16ページに戻りましょう。16ページですと被っていますが、どう考えればいいですか。

○事務局（永山係長）

基本的には厳しいほう方の復興祈念公園を優先させるという想定でおります。

○平野会長

そうすると、やはり16ページの図の上のほう、下のほうもそうですが、整合した図にさせていただきますか。極めて大事な図で、どこに何の制限が入るのかというものですので、本来だったら都市計画図2500分の1にちゃんと線を引いてしかるべき図ですよ。要は自分の敷地がどこにかかっているのか、特に30メートルなんて言われた時は本当にわからないので、最終的にはそういうことをされると思いますけれども、少なくとも次のパブリックコメントで市民の方が見られたときに、自分の土地がこの範囲に入っているか入っていないのかがある程度判断できるような図にさせていただきますか。基本的には二重にかかっている場合は厳しいほうにするのは法律では当たり前といえば当たりの話ですが、分かりやすく。

○箱石委員

こっちは復興祈念、こっちは幹線道路ととるわけですか。2つの地区があったときに、色はどっちをとる、高さはどっちをとるとするのか、それとも、地区ごとでこっちの地区というふうにするのか。

○事務局（永山係長）

この図上は重なっていますが、ちゃんと表記すると、一方しかかかっていないという図に整理することになるかと思います。

○平野会長

できれば上の図に幹線道路沿道地区が端っこのほうにちょっとずつ始まるところが描かれていて、下の図から祈念公園のエリアのところの青い線は描かないという対応を取っていただいて、整合的に、二重がけはしないということですよ、それがきちっと分かるような図面整理をお願いしたいと思います。他にございますか。色彩関係等々で。

○武藤委員

33ページの単純な表記の確認ですけど、別記1書いてある中に「色見本① p36」とあるのは35ページで良いですか。

○事務局（永山係長）

申し訳ございません、35です。

○武藤委員

例えば、その表の中を見ると、色相のところはR、Y、GY、Nまで書いてあるんですけど、35ページの色見本①を見たときに、右側の青系から紫系のところに外観とか屋根の何となく範囲が示されているんですけども、そもそも、規則で割り当てる色相に右側は無いですが、これは努力目標だからあるのですか。

○事務局（永山係長）

右側のBGや青系を記載していて誤解を招いてしまって申し訳ないですけども、一番左側のN、つまり黒ですね、についてのみ描かれていて、色が少しでもあるようなものは含まれないというようになるところになります。ですので、この表自体にはBGとかBという表記がなくて、Nのみ表記しているということになります。

○事務局（阿部部長）

確認ですが、工作物の建植広告物の高さについて、ここはどういたしましょうか。

○平野会長

高さはやっぱり自動車を考えると5メートルのままで良いような気がするのですが、面積については、やはり僕は3.5メートルをお使いになられたらいかかと思うのですが、いかがでしょう。それは建植も含めてですね。建築物利用広告物の案内誘導の規模を自然景観地区に合わせる、5になっているのを3.5にする。さらに工作物の建植広告物の規模、自家用、案内で5になっているのを3.5になさってはいかがでしょうか。要は派手派手しい広告の街にはしたくないということです。今泉も祈念公園周辺地区も、というところはいかがでしょう。高さは自動車向けに高いものを立てたい場合もあるでしょうから、面積が小さければ高さはいいかなという気もします。それでよろしいですか皆さん。

○菊池委員

まちなかのガイドラインとの整合はとれていますか。

○事務局（永山係長）

まちなかのガイドラインでは案内については記載しておりませんが、地区計画では案内広告物は、基本的に許可しないことにしております。まちなかは自分の敷地に立てる看板だけということにしているので、まちなかの方が案内については厳しくなっています。

○平野会長

まちなかは、賑やかしと言っては語弊がありますが、まちの賑わいを看板が作る側面もごさいますので、面積に関して少し大きいものが出ているのは違和感がない景色になると思います。逆に歴史的な街並みを目指そうとしている今泉ですとか、お祈りの場で

もある祈念公園の周辺に大きな看板がズラズラ並ぶというのはかなり問題が大きいかなと思いますので、やはりここは自然景観と同じようなおとなしさを求めても良いと思います。サイズに関してはそうして、高さに関しては5メートルでも良いと思いますが、そんな落としどころでいかがですか。

○三宅委員

大きさと一緒に、色の彩度の話も揃えておいたほうがいいんじゃないですかね。復興祈念公園と今泉中心のところで、R、YR、Yの明るい色の所の彩度が高いところまで行けるようになっているんですけども。

○平野会長

R、YRは要は茶色なんですよ。彩度を落としていくと茶色に見える色です。あちこちの基準で、ここだけ緩めることがあるのですが、それはもっと厳しい世界で、黒にしか見えないのにこげ茶色から赤茶色まで認めていこうというときに、他の色味だと少しきつめな色になるのですが、YとかYRは暖色系で暖かい色ですので、ある程度のところまでは穏やかな色に見えますので、そこだけ彩度を認めるというのはあるのですが。37ページの図を見て頂ければわかりますように、青系ですと、きつい青が7や8になると出てくるので禁止になっています。右のほうですね。右のほうに行くほど鮮やかになるのですが、彩度は6までというふうにしています。RやYRとかYとか、左の列ですね、7や8を認めているのですが、この7や8もこれだけ鮮やかになると、けっこうきつい赤や黄色が入ってくるので、僕はここは6まででいいと思うんですけど。要は全ての色合いで鮮やかさは6までのほうが分かりやすくありませんか。あまり鮮やかにしないということですね。

○三宅委員

印刷しているので少し控えめなのですが、色見本だともう少し鮮やかになると思います。

○平野会長

特に黄色が怖いですね。黄色の7や8が。素案の概要の方の4ページに色相環といって色味が丸っぽく表現されてございますので、黄色とか赤とかその周辺までより鮮やかなところまで認める案になっていますが、ここまで鮮やかな世界に来てしまうと、この赤・黄色系を緩める理由があまり無い気がするんですよ。もっと厳しい範囲、3とか4とかの彩度のところでやっていると、赤を認めないと、ほとんど黒だとかこげ茶色にしかならないので、それを茶色に見せようとする少し彩度を高めて緩めてあげないと、ふつうの木造建築の素材の色までアウトになるという世界があるので緩めるのですが、彩度が6や7

や8の世界ですと、緩める必要はない。かえってどぎつい赤やどぎつい黄色が入ってくるという気がしますので、やはり全色相6までとしたいのですがいかがですかね。

○箱石委員

パブコメするときはこの色見本は出すのですか。こういう形で、こんな小さな見本みたいのをホームページで載せる形になるのですか。

○事務局（永山係長）

ホームページに載せるのはこのままになります。

○箱石委員

何というか、事業者さんの意見ももっとこれからあると思いますので、しっかり意見を聞けるような形にしたほうが良いかなと思います。

○平野会長

これは説明会等は開かれるのですか。

○事務局（阿部部長）

一度住民説明会では出しています。ただし、ほとんど来なかった状況です。今日の会議を受けて修正が必要ということになれば、修正したものでパブコメにかけたり、あるいは地権者の皆さんにもお届けしたりして、こういうことに考えてます、ということはお届けしようかと思っています。

○武藤委員

でも、そのうえで、41ページの箱書きにあるような例外規定というのは、3分の1以内であれば、残るわけですね。ですから赤を使っちゃダメだとか、どぎついものは抜きにして、はみ出る部分については、アクセントとしては企業カラーみたいなものはゼロではないんですよ。

○事務局（阿部部長）

そのとおりですね。

○平野会長

普通のサインデザインをする限りは、コーポレートアイデンティティになるようなロゴマークなんかは範囲に入っていないなくても普通は使えます。ロゴマークをドンと入れて会社名を範囲内の文字で入れて頂ければ、ロゴマークは確実に3分の1になりますので。なので実はそんなに厳しい規制にはなっていないんですけども、全体のトーンとしては少し落ち着いた感じに見える程度のものを狙っています。

○岡本副市長

看板業者とか、事業者さんには別途説明を個別にする予定です。

○事務局（阿部部長）

ご案内というか、お知らせはしようと思っています。

○平野会長

パブコメを出すと同時にですね、ふつうパブリックコメントを出しても中々一生懸命街のことを考えていて意見を出してくれる市民の方はそんなにいらっしゃらないので、ぜひ押しかけていって意見をくれというのを同時並行でやっていただけると、より有益ですし、周知にもつながりますので、面倒だとは思いますが、ご尽力いただければと思います。色については、先ほど申し上げたように、彩度8まで認めている部分を6で統一で良いのではないかとということで進めさせていただいてよろしいですかね。派手な赤や黄色をやめましょうということですね。ほかにございますか。色はそんなところでしょうか。

そうしますと、一般景観地域は今まで適用されていた県条例の焼き直しでございます。申し上げましたように、権限が陸前高田市に移っておりますので、同じものであっても再規定する必要があるということで、太陽光発電の記載以外は同じものが出ているということでございます。では、最後、5章についてはいかがでございましょうか。

○三宅委員

5章の「4 景観に配慮した公共施設の整備」とあるんですけども、4の後なのか、先ほど話に出た景観重要公共施設の検討ということは入れておいてもいいのではないのでしょうか。

○平野会長

すわりが悪いので、議事録でこのような意見が出たということを踏まえて今後のことを考えていただければ、景観計画そのものにも書く必要はないかなと思いますが、いかがですか。

○三宅委員

意思としてそういうことをやっていきますということが共有されていれば、いいと思います。

○平野会長

すごく重要な指摘で、（2）にあります、例えば「道路デザイン指針」ですとか、「景観に配慮した道路附属物ガイドライン」、これは昨年度末出たばかりですけども、これって景観重要公共施設に入っていると、ぜひそれを適用してやりなさいと、しかもそれを適用してやりなさいというルールがありますよという話があれば、財政当局にも少し高い

ガードレールを使うですとか、見た目がいいやつですね、そういうものを適用するのにすごくスムーズになります。行政って不思議なところで、きちんと説明がつくときちんとお金がつくというところですので、説明しづらい状況を避けるためにも、ここは大事だと市民のみんなが思っている道路はそれに指定しておくに越したことはないんですよ。本来的には、すると自動的にこれらのガイドラインが適用して重点的に検討しなければならないものに該当されるので、国も県もそれに従ってやらざるを得なくなるんですね。そういうことを考えると、ぜひ将来的には重要な道路、河川、海岸等、高田松原の保安林は景観重要公共施設にできないか、ということで、それは議事録に明記して残していただいて、本体には書くまではいらなかな、ただやはりそういう将来展開はぜひ市役所のほうで検討いただきたいと思います。

ほか、5章についていかがでしょう、市民の役割などについて書いてありますが、いかがですか。三浦さんいかがでしょうか。逆に協働センターのほうでこの手の話を広げていただけるととてもありがたいです。

○三浦委員

説明会に来る市民の方というか。関心を持つ方が少ないので、どういうふうに関心をもってもらえるかは考えないといけないなと思います。

○平野会長

これはパブコメ中であれば修正もききますので。

○菊池委員

一番怖いのは、実際に届出をしようとしたときに、基準があったのかという部分が出てくるのが一番心配です。

○平野会長

一番怖いのは、届出をされないことが一番怖い。届出されたあとにきちんと協議をして、それで例えば指導をしたのにきちんと修正されないみたいなのは逆によくあることなんですけれども、一番怖いのは入口の部分で、届出さえしてもらえないというのはかなり問題です。

○菊池委員

建築確認との関係は特になのか。届出のスケジュールと並行で行くのか。

○事務局（永山係長）

いまご相談差し上げているのは、届出して基準に適合していたら何かしら通知を返して、建築確認申請時に、その通知がなかったら「ちゃんと市に届出しているのか」と建築主事

に確認いただくような情報共有ができるとうれしいなと思っています。

○平野会長

運用で建築主事の方に情報提供いただくことはできます。厳密には、景観地区に指定して、建築確認申請の要件に入れなければ、別々に走っている。

○三宅委員

大変なんです。届出が出てから変更命令・勧告まで30日以内にやらなければならないので、結構スケジュールはきつきつで行きますね。

○平野会長

建物に係る場合はそうなります。

○箱石委員

私どもに来る建築確認は、市のほうで受け付けをしていただいているので、10平方メートル以上のものについては、もれなく情報がそちらで最初に入ってくると思います。ただ、民間の確認検査機関でも今は申請できるので、そういったものに関してはうちは大分後になってしまうので、遅くなってしまうんですけども。

○平野会長

その辺も、まず運用してみて、将来的に、景観重要公共施設といっしょに、どのように制度的に確固たるものにしていくか、引き続きの検討をお願いしたいと思います。ただ、やはり申請していただけない、届出義務があるのに届出が出ないということのを避けるにはやはり周知しかないと思いますので、とくに建植広告物の類ですね。皆さん復興がまだまだ忙しいのに一生懸命パトロールして回って、「あ、これ届け出てない看板出た」みたいなことをやる暇はないと思いますので、やはり市民一丸となって復興まちづくりを、美しい街にしていくという意識を高めながら、届出がきちんと出てくるような慣習を作る、これはやはり周知しかありませんので、三浦さんがご指摘の通り、集まらなかったという状況はどうすれば良いですかね。もうちょっと関心を高めてもらって、届出をしなければいけないんだよ、というところからやらないといけないようですので、まずは運用してみながら考えるのでいいかと思います。他はよろしいですかね。

(「なし」の声)

では、議事次第に戻ると大体終わったんですよ。では、(2)その他、議事ございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声)

では、議事の方を終わるので、進行を事務局のほうにお返しします。

○事務局（阿部部長）

ありがとうございました。つづいて、次第の「6 その他」ですが、時間がありませんが、本日は、東北国営公園事務所長さんにもお越しいただいておりますので、復興祈念公園の概要や今後のスケジュール等について、ご説明をお願いしたいと思います。

○武藤委員

恐縮でございます。ご案内の方もいらっしゃると思いますが、祈念公園、こういうパンフレットの中で整理されているような形で整備を進めています。工事のほうは現地を見ていただければ何となく全面展開しているかなという、そういう感じでありまして。今ようやく建築のほうの基礎がだいぶ仕上がってきたところで、夏までには何となく街の壁が少し見えてくればいいのかな、とそんなつもりであります。工事レベルとしてはこれから造園の仕上げのほうの発注を残すのが大きな残り物ということでもありますので、それもそう遠くないうちに揃うと、本当に全面展開していくんだろうなというふうに思っております。

「槌音」というものを2枚ほど挟んでおりますけれども、定期・不定期にこの公園あたりの復興のさまがどういうふうに時間の経過とともに変わっていくのかというのを、後々振り返るためにも、今どういうことになっているのかというのをリアルにお伝えしていきたいなと思っていて、表面がかさ上げの話、裏面が市民協働も含めた地域の柔らかい話、このセットでこれからも追加していきたいなと思っております。

こちらのパンフレットを見開いていただくと一番下にございますけれども、これが長さでいうと幅が国道45号線に平行した面が大体建物としては160メートル、海側のいわゆる厚み、幅のほうは30メートルくらいの建物になります。高さは先ほど議論がでていた11メートルから12メートルの間という、そんな規模感のもので、この中にはタピック45の復活ということで、新たな道の駅が再興されるという風なところがあります。ここで同時にやっていくのが、岩手県さんが主体となって、教訓をどう傳承していくのかというところをここ数年やっております、いよいよ今年度、今年をかけて県さんのほうで実際何をそこに置きに行くのか、つくるというところを、それを国交省整備局、公園事務所も一緒にやりながら国として伝えることを置きに行くのかなと思っております。最終的にそれを含めて管理・運営は国・県・市が一体的にひとつの公園として一体的に、それこそシームレスな公園としてどうしていくのが理想なのか、どうしていくのがスタートのラインの形としてあり得るのかというのは、今も検討をさせていただいているという段階であります。目指す平成32年あたりまでには開園というターゲットも明らかになっておりますので、工事とそれから中に詰め込む傳承を含めたソフト、それと道の駅を拠点にした

賑やかさをどう創出していくのかというのはハード・ソフトを織り交ぜて関係者で総動員していければいいなと思っていますし、そういった意味でもすごく大きな拠点になると思っていますので、国内に伝えるもの、それから国内を飛び出して国外に伝えて、国外からもたくさんの方が来ていただけるような、そういったパッケージの発想みたいなものもその延長にはあると思いますから、そういったところも順次できるところからやっていきたいと、そんなスタンスで臨んでおります。言ってみれば、官・民・学、それから地域も含めた総員であたっていく、そんな公園、エリアだと思っていますので、本日お集まりの方も含めてですね、幅広にいろいろご相談・ご協力いただきながらやっていこうかなと思っています。簡単であります、以上でございます。

○平野会長

これは、素敵な写真が多い見やすいものですが、東北国営公園事務所のウェブサイトに乗っているのですか。

○武藤委員

これから載せます。とりあえず試行版で1と2を作ってみたので。

○平野会長

高田のみなさんには配ってはいないんですか。

○武藤委員

現地レベルでは配ったりそろそろしていますが、これから広げていきたいと思います。ちなみに、石巻も同じものを作っています。

○平野会長

ぜひ、上手にそれぞれの市と協力しながら、市の広報にダイジェスト版を載せていただくとか、ご検討いただければというのと、建物が概成してきたら、ぜひ私も視察したいですし、市民開放型の現場見学会などもしていただければと。

○武藤委員

しかるべきタイミングで、公園と追悼祈念施設も含めたその辺がどのような形になっていくのかというものが、ある程度俯瞰したものを県と市さんと相談しながら、例えばこういう場にも出していきはじめるとか、それをパブコメに載せるかどうかはまた別次元の話ですけど、それから少しずつ認識を広げていきたいと思っていますので、またご相談させてください。

○事務局（阿部部長）

ありがとうございました。委員の皆様から、何かございますでしょうか。

(「なし」の声)

(7) 閉会

○事務局（阿部部長）

それでは、長時間の会議をどうもありがとうございました。以上をもちまして、平成30年度第1回陸前高田市景観審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

午前12時13分 散会